

【別添】

令和6年度エースパック未来中心親時計設備更新業務仕様書

1 業務名

令和6年度エースパック未来中心親時計設備更新業務

2 業務実施場所

エースパック未来中心（倉吉市駄経寺町212-5）

3 業務内容

(1) 更新箇所

【別紙1】を参照

(2) 防災センター内自立盤に設置された親時計機器の撤去・新設

親時計機器（幅：420mm×高さ：354mm×奥行：115mm）の撤去を行い、新たに同等機器（参考型番：KM-74TU-4P）を新設する（ラックマウント用取付金具含む）。

なお、【別紙2】及び【別紙3】を参考に、必要に応じて施設の調査及び施設担当職員への聞き取りを行い、更新機器、作業方法の確認等を行うものとする。

(3) 試運転・調整

改修後、親時計及び子時計の動作確認を行い、正常に時刻が同期動作しているか確認・調整を行うこと。

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務完了時の提出書類及び検査

本業務完了後、5日以内又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに業務完了通知書を提出し、その日から10日以内又は令和7年3月24日のいずれか早い日までに検査を受けること。

6 成果品

業務完了時に、次の事項を記載した完成図書を2部、成果品として提出すること。

（完成図書）

- ・作業報告書（交換部品一覧表、動作確認、試験記録）
- ・作業写真（作業着手前、作業中、作業完了後）

7 業務に当たっての留意事項

(1) 施工に必要な資格

受注者は、当該機器に関する専門知識を有し、それらの作業に熟練した者に設置・調整作業等を行わせること。

(2) 作業に必要な材料、工具、計測機器、仮設資材等の機材は、全て受注者の負担とする。

(3) 受注者は、諸法令に定める所定の手続きを適正に行うこと。

(4) 作業日及び作業時間

具体的な作業日及び作業時間は、施設担当者と調整を行なって決定すること。

(5) 機材等

本業務に使用する機材等は、現地調査を行った上で選定し、作業前に発注者の確認を受けること。

(6) 既設品の処分等

交換の対象となる既設品及び発生材については搬出し、関係法令に従い適正に処分すること。

(7) 検査合格後1年のうちに、受注者の責任と認められる不具合が発生したときは、受注者の負担により修理、調整等の対応を行うこと。それ以外のものについては、別途協議し決定すること。

(8) 既存部分損傷等対応

搬入・搬出の各種作業及び点検・調整に伴い既存部分を損傷等した場合は、速やかに発注者及び施設担当者に報告し、既成にならい補修すること。

(9) 損失負担

受注者は、本業務実施に伴い発注者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告し、損害を賠償すること。
また、第三者に被害を及ぼした場合は、直ちに発注者に報告し、受注者の負担において補償を行うこと。
ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

8 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、発注者及び施設担当者と十分調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、発注者と協議を行うこと。
- (3) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。